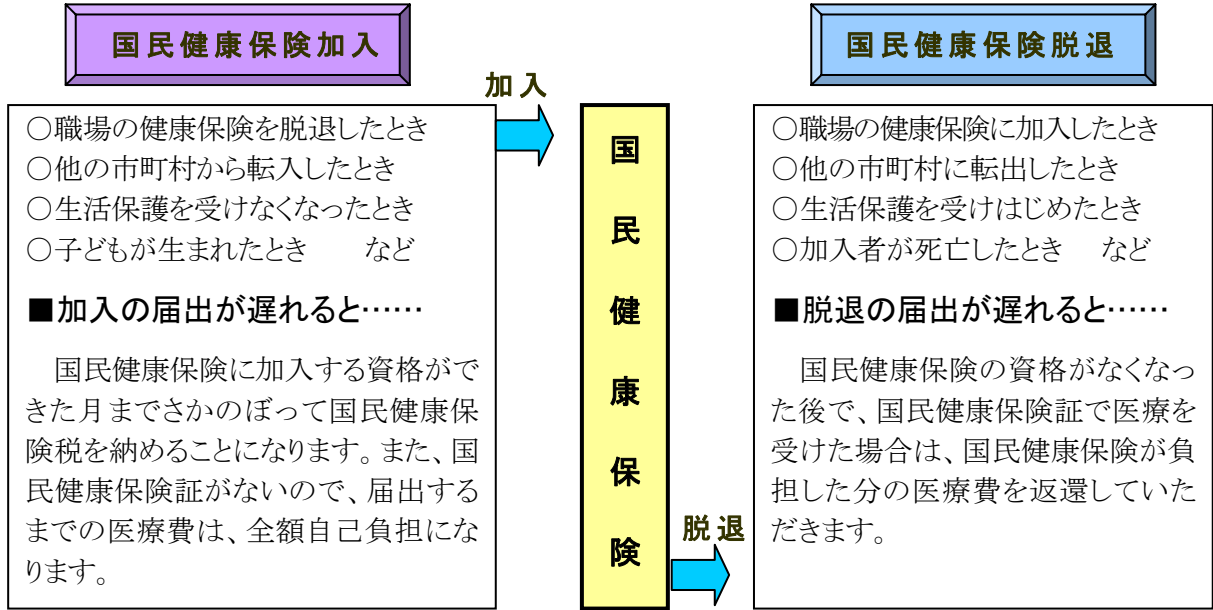


11月は固定資産税の納期です。
納期限：11月30日（木）

国民健康保険に加入・脱退するときは、14日以内に届出を…



※注：新たに勤務先などの健康保険に加入しても、国民健康保険証の資格は自動喪失しません。必ず手続きをしてください。

問合せ◆国保年金課(内線 330～332)



◆◆◆◆◆初めて口座振替をした方へ◆◆◆◆◆

納期限日に皆さんの指定された口座から、振替をしています。領収書は年度末に一括してお送りしています(※ただし、軽自動車については、車検の関係から納付後に車検用の領収書をお送りしています)。これは、件数が膨大のため、経費削減の一環で行っています。ご理解をお願いします。

◆◆◆◆◆口座振替をお勧めします◆◆◆◆◆

現金を持ち歩く必要がありません。また、うっかり忘れや金融機関まで足を運ぶ必要がありません。このように安全で、安心で、確実な口座振替はとっても便利です。ご利用の金融機関で手続きをお願いします。

11月の休日納税相談と休日納税窓口(毎月第4日曜日)

とき 11月26日(日)9:00～15:00

ところ 納税対策課(市役所1階)



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成19年1月の予定です。